

日 時：平成29年11月7日（火）
午後7時00分～
場 所：いきいきプラザ2階 学習室

平成29年度第1回 東村山市保育料等審議会 会議次第

1. 開会

2. 事務連絡

3. 検証報告

(1) 保育認定の利用者負担（保育料）について

・利用者負担額改定の状況について 【資料1-1】【資料1-2】【資料1-3】

(2) 児童クラブ使用料について 【資料2】【資料3】【資料4】

4. その他報告

(1) 「東村山市保育所の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例」について ・【資料5-1】【資料5-2】【資料5-3】【資料5-4】

5. その他

6. 閉会

東村山市保育料等審議会委員名簿（敬称略）

任 期：平成28年度・平成29年度

職名	委員氏名	氏名ふりがな	推薦機関
会長	杉山 浩章	すぎやま ひろあき	学識経験者枠
委員	唐見 和男	からみ かずお	一般社団法人東京都東村山市歯科医師会
委員	齊藤 英子	さいとう ひでこ	東村山市民生委員・児童委員協議会
職務代理	遠藤 剛之	えんどう たけし	東村山市私立幼稚園連絡協議会
委員	磯村 智香子	いそむら ちかこ	東村山市保育所保護者連合会
委員	小山 雅由	こやま まさよし	東村山学童保育連絡協議会
委員	川原 麗子	かわはら れいこ	市民公募枠

利用者負担額(標準時間認定のみ)(平成29年4月1日)
【利用者負担条例 別表第1 保育所利用者負担額表 1/2】

階層	定義	児童区分	3歳未満児			3歳以上児			人数	構成比
			保育料	児童数	調定額	保育料	児童数	調定額		
A	生活保護世帯等		0	5	0	0	18	0	23	1.1%
B	市民税非課税世帯		0	26	0	0	59	0	85	4.2%
C	市民税均等割世帯	第1子	6,600	2	13,200	6,100	2	12,200	12	0.6%
		第2子	3,300	0	0	3,050	2	6,100		
		第3子	0	3	0	0	3	0		
D1	市民税所得割額1円以上5,000円未満	第1子	7,600	2	15,200	7,000	0	0	10	0.5%
		第2子	3,800	2	7,600	3,500	3	10,500		
		第3子	0	2	0	0	1	0		
D2	5,000円以上26,800円未満	第1子	8,800	4	35,200	8,100	9	72,900	24	1.2%
		第2子	4,400	2	8,800	4,050	3	12,150		
		第3子	0	3	0	0	3	0		
D3	26,800円以上48,600円未満	第1子	12,000	10	120,000	10,100	14	141,400	41	2.0%
		第2子	6,000	7	42,000	5,050	3	15,150		
		第3子	0	4	0	0	3	0		
D4	48,600円以上72,800円未満	第1子	13,600	24	326,400	11,800	35	413,000	77	3.8%
		第2子	6,800	9	61,200	5,900	4	23,600		
		第3子	0	2	0	0	3	0		
D5	72,800円以上97,000円未満	第1子	16,300	39	635,700	13,100	72	943,200	146	7.2%
		第2子	8,150	27	220,050	6,550	7	45,850		
		第3子	0	1	0	0	0	0		
D6	97,000円以上133,000円未満	第1子	18,700	65	1,215,500	15,800	109	1,722,200	222	11.0%
		第2子	9,350	36	336,600	7,900	8	63,200		
		第3子	0	4	0	0	0	0		
D7	133,000円以上169,000円未満	第1子	21,600	88	1,900,800	17,500	129	2,257,500	265	13.1%
		第2子	10,800	37	399,600	8,750	9	78,750		
		第3子	0	2	0	0	0	0		
D8	169,000円以上185,500円未満	第1子	25,700	44	1,130,800	19,100	63	1,203,300	134	6.6%
		第2子	12,850	23	295,550	9,550	3	28,650		
		第3子	0	1	0	0	0	0		
D9	185,500円以上202,000円未満	第1子	29,100	40	1,164,000	20,700	60	1,242,000	127	6.3%
		第2子	14,550	23	334,650	10,350	2	20,700		
		第3子	0	2	0	0	0	0		
D10	202,000円以上218,500円未満	第1子	32,400	29	939,600	21,800	53	1,155,400	101	5.0%
		第2子	16,200	17	275,400	10,900	2	21,800		
		第3子	0	0	0	0	0	0		
D11	218,500円以上235,000円未満	第1子	35,000	25	875,000	23,000	57	1,311,000	102	5.0%
		第2子	17,500	18	315,000	11,500	2	23,000		
		第3子	0	0	0	0	0	0		

利用者負担額(標準時間認定のみ)(平成29年4月1日)
 【利用者負担条例 別表第1 保育所利用者負担額表 2/2】

階層	定義	児童区分	3歳未満児			3歳以上児			人数	構成比
			保育料	児童数	調定額	保育料	児童数	調定額		
D12	235,000円以上 251,000円未満	第1子	38,500	17	654,500	24,200	42	1,016,400	85	4.2%
		第2子	19,250	19	365,750	12,100	4	48,400		
		第3子	0	3	0	0	0	0		
D13	251,500円以上 268,000円未満	第1子	40,900	26	1,063,400	26,000	47	1,222,000	88	4.5%
		第2子	20,450	13	265,850	13,000	2	26,000		
		第3子	0	0	0	0	0	0		
D14	268,000円以上 284,500円未満	第1子	43,000	14	602,000	27,100	22	596,200	47	2.3%
		第2子	21,500	10	215,000	13,550	1	13,550		
		第3子	0	0	0	0	0	0		
D15	284,500円以上 301,000円未満	第1子	45,500	14	637,000	27,800	37	1,028,600	58	2.9%
		第2子	22,750	4	91,000	13,900	2	27,800		
		第3子	0	1	0	0	0	0		
D16	301,000円以上 325,000円未満	第1子	47,200	14	660,800	28,800	34	979,200	60	3.0%
		第2子	23,600	9	212,400	14,400	2	28,800		
		第3子	0	1	0	0	0	0		
D17	325,000円以上 349,000円未満	第1子	49,200	10	492,000	30,000	29	870,000	46	2.3%
		第2子	24,600	7	172,200	15,000	0	0		
		第3子	0	0	0	0	0	0		
D18	349,000円以上 373,000円未満	第1子	51,100	4	204,400	31,000	35	1,085,000	51	2.5%
		第2子	25,550	9	229,950	15,500	2	31,000		
		第3子	0	1	0	0	0	0		
D19	373,000円以上 397,000円未満	第1子	51,400	8	411,200	31,000	30	930,000	42	2.1%
		第2子	25,700	3	77,100	15,500	1	15,500		
		第3子	0	0	0	0	0	0		
D20	397,000円以上	第1子	51,600	7	361,200	31,200	68	2,121,600	90	4.5%
		第2子	25,800	10	258,000	15,600	4	62,400		
		第3子	0	1	0	0	0	0		

利用者負担額(標準時間認定のみ)(平成29年4月1日)
 【利用者負担条例 別表第2 特例保育所利用者負担額表】

階層	定義	児童区分	3歳未満児			3歳以上児				
			保育料	児童数	調定額	保育料	児童数	調定額	人数	構成比
*B	市民税非課税世帯		0	9	0	0	35	0	44	2.2%
*C	市民税均等割世帯	第1子	3,300	0	0	3,050	1	3,050	1	0.0%
		第2子	0	0	0	0	0	0		
		第3子	0	0	0	0	0	0		
*D1	市民税所得割額1円以上5,000円未満	第1子	3,800	1	3,800	3,500	0	0	1	0.0%
		第2子	0	0	0	0	0	0		
		第3子	0	0	0	0	0	0		
*D2	5,000円以上26,800円未満	第1子	4,400	2	8,800	4,050	8	32,400	10	0.5%
		第2子	0	0	0	0	0	0		
		第3子	0	0	0	0	0	0		
*D3	26,800円以上48,600円未満	第1子	6,000	2	12,000	5,050	9	45,450	15	0.7%
		第2子	0	3	0	0	1	0		
		第3子	0	0	0	0	0	0		
*D4	48,600円以上72,800円未満	第1子	6,800	2	13,600	5,900	4	23,600	14	0.7%
		第2子	0	1	0	0	7	0		
		第3子	0	0	0	0	0	0		
*D5	72,800円以上77,101円未満	第1子	8,150	0	0	6,000	0	0	1	0.0%
		第2子	0	0	0	0	1	0		
		第3子	0	0	0	0	0	0		

利用者負担額(標準時間認定のみ)(平成29年4月1日)
 【利用者負担条例 別表第1・別表第2 合計】

児童区分	3歳未満児			3歳以上児				
	保育料	児童数	調定額	保育料	児童数	調定額	人数	構成比
A・B1		40	0		112	0		
第1子		493	13,496,100		969	20,427,600		
第2子		289	4,183,700		75	602,900		
第3子		31	0		13	0		
	①	853	17,679,800	②	1,169	21,030,500	2,022	100.0%

3歳未満児調定見込額(1ヶ月)	17,679,800	①
3歳以上児調定見込額(1ヶ月)	21,030,500	②
合計	38,710,300	③=①+②
年間調定見込額	464,523,600	④=③×12ヶ月
年間国基準徴収金見込額	900,449,880	⑤
対国基準比率	51.59%	⑥=④/⑤

	年齢別負担割合	
	三歳未満	三歳以上
調定額	212,157,600	252,366,000
国基準額	400,182,600	500,267,280
保護者負担割合	53.02%	50.45%

※認定こども園の保育所部分及び地域型保育事業は対象としない

利用者負担額(短時間認定のみ)(平成29年4月1日)
【利用者負担条例 別表第1 保育所利用者負担額表 1/2】

階層	定義	児童区分	3歳未満児			3歳以上児			人数	構成比
			保育料	児童数	調定額	保育料	児童数	調定額		
A	生活保護世帯等		0	2	0	0	5	0	7	5.1%
B	市民税非課税世帯		0	2	0	0	2	0	4	2.9%
C	市民税 均等割世帯	第1子	6,400	0	0	5,900	2	11,800	3	2.2%
		第2子	3,200	0	0	2,900	1	2,900		
		第3子	0	0	0	0	0	0		
D1	市民税所得割額 1円以上 5,000円未満	第1子	7,400	0	0	6,800	0	0	0	0.0%
		第2子	3,700	0	0	3,400	0	0		
		第3子	0	0	0	0	0	0		
D2	5,000円以上 26,800円未満	第1子	8,600	1	8,600	7,900	0	0	1	0.7%
		第2子	4,300	0	0	3,900	0	0		
		第3子	0	0	0	0	0	0		
D3	26,800円以上 48,600円未満	第1子	11,700	3	35,100	9,900	1	9,900	4	2.9%
		第2子	5,800	0	0	4,900	0	0		
		第3子	0	0	0	0	0	0		
D4	48,600円以上 72,800円未満	第1子	13,300	2	26,600	11,500	6	69,000	13	9.4%
		第2子	6,600	3	19,800	5,700	0	0		
		第3子	0	2	0	0	0	0		
D5	72,800円以上 97,000円未満	第1子	16,000	5	80,000	12,800	7	89,600	13	9.4%
		第2子	8,000	1	8,000	6,400	0	0		
		第3子	0	0	0	0	0	0		
D6	97,000円以上 133,000円未満	第1子	18,300	11	201,300	15,500	10	155,000	25	18.1%
		第2子	9,100	4	36,400	7,700	0	0		
		第3子	0	0	0	0	0	0		
D7	133,000円以上 169,000円未満	第1子	21,200	7	148,400	17,200	11	189,200	24	17.4%
		第2子	10,600	6	63,600	8,600	0	0		
		第3子	0	0	0	0	0	0		
D8	169,000円以上 185,500円未満	第1子	25,200	2	50,400	18,700	1	18,700	3	2.2%
		第2子	12,600	0	0	9,300	0	0		
		第3子	0	0	0	0	0	0		
D9	185,500円以上 202,000円未満	第1子	28,600	1	28,600	20,300	1	20,300	3	2.2%
		第2子	14,300	1	14,300	10,100	0	0		
		第3子	0	0	0	0	0	0		
D10	202,000円以上 218,500円未満	第1子	31,800	1	31,800	21,400	1	21,400	3	2.2%
		第2子	15,900	1	15,900	10,700	0	0		
		第3子	0	0	0	0	0	0		
D11	218,500円以上 235,000円未満	第1子	34,400	2	68,800	22,600	3	67,800	6	4.3%
		第2子	17,200	0	0	11,300	1	11,300		
		第3子	0	0	0	0	0	0		

利用者負担額(短時間認定のみ)(平成29年4月1日)
 【利用者負担条例 別表第1 保育所利用者負担額表 2/2】

階層	定義	児童区分	3歳未満児			3歳以上児			人数	構成比
			保育料	児童数	調定額	保育料	児童数	調定額		
D12	235,000円以上 251,000円未満	第1子	37,800	0	0	23,700	1	23,700	2	1.4%
		第2子	18,900	0	0	11,800	1	11,800		
		第3子	0	0	0	0	0	0		
D13	251,500円以上 268,000円未満	第1子	40,200	0	0	25,500	2	51,000	2	1.5%
		第2子	20,100	0	0	12,700	0	0		
		第3子	0	0	0	0	0	0		
D14	268,000円以上 284,500円未満	第1子	42,200	0	0	26,600	1	26,600	1	0.7%
		第2子	21,100	0	0	13,300	0	0		
		第3子	0	0	0	0	0	0		
D15	284,500円以上 301,000円未満	第1子	44,700	0	0	27,300	2	54,600	2	1.4%
		第2子	22,300	0	0	13,600	0	0		
		第3子	0	0	0	0	0	0		
D16	301,000円以上 325,000円未満	第1子	46,300	0	0	28,300	5	141,500	7	5.1%
		第2子	23,100	0	0	14,100	1	14,100		
		第3子	0	1	0	0	0	0		
D17	325,000円以上 349,000円未満	第1子	48,300	0	0	29,400	2	58,800	2	1.4%
		第2子	24,100	0	0	14,700	0	0		
		第3子	0	0	0	0	0	0		
D18	349,000円以上 373,000円未満	第1子	50,200	0	0	30,400	0	0	0	0.0%
		第2子	25,100	0	0	15,200	0	0		
		第3子	0	0	0	0	0	0		
D19	373,000円以上 397,000円未満	第1子	50,500	0	0	30,400	1	30,400	1	0.7%
		第2子	25,200	0	0	15,200	0	0		
		第3子	0	0	0	0	0	0		
D20	397,000円以上	第1子	50,700	1	50,700	30,600	2	61,200	3	2.2%
		第2子	25,300	0	0	15,300	0	0		
		第3子	0	0	0	0	0	0		

利用者負担額(短時間認定のみ)(平成29年4月1日)
 【利用者負担条例 別表第2 特例保育所利用者負担額表】

階層	定義	児童区分	3歳未満児			3歳以上児				
			保育料	児童数	調定額	保育料	児童数	調定額	人数	構成比
*B	市民税非課税世帯		0	1	0	0	5	0	6	4.3%
*C	市民税均等割世帯	第1子	3,200	0	0	2,900	0	0	1	0.7%
		第2子	0	0	0	0	1	0		
		第3子	0	0	0	0	0	0		
*D1	市民税所得割額1円以上5,000円未満	第1子	3,700	0	0	3,400	0	0	0	0.0%
		第2子	0	0	0	0	0	0		
		第3子	0	0	0	0	0	0		
*D2	5,000円以上26,800円未満	第1子	4,300	0	0	3,900	0	0	0	0.0%
		第2子	0	0	0	0	0	0		
		第3子	0	0	0	0	0	0		
*D3	26,800円以上48,600円未満	第1子	5,800	0	0	4,900	0	0	0	0.0%
		第2子	0	0	0	0	0	0		
		第3子	0	0	0	0	0	0		
*D4	48,600円以上72,800円未満	第1子	6,600	0	0	5,700	1	5,700	2	1.4%
		第2子	0	1	0	0	0	0		
		第3子	0	0	0	0	0	0		
*D5	72,800円以上77,101円未満	第1子	8,000	0	0	5,850	0	0	0	0.0%
		第2子	0	0	0	0	0	0		
		第3子	0	0	0	0	0	0		

利用者負担額(短時間認定のみ)(平成29年4月1日)
 【利用者負担条例 別表第1・別表第2 合計】

児童区分	3歳未満児			3歳以上児				
	保育料	児童数	調定額	保育料	児童数	調定額	人数	構成比
A・B1		5	0		12	0		
第1子		36	730,300		60	1,106,200		
第2子		17	158,000		5	40,100		
第3子		3	0		0	0		
	①	61	888,300	②	77	1,146,300	138	100.0%

3歳未満児調定見込額(1ヶ月)	888,300	①
3歳以上児調定見込額(1ヶ月)	1,146,300	②
合計	2,034,600	③=①+②
年間調定見込額	24,415,200	④=③×12ヶ月
年間国基準徴収金見込額	51,223,920	⑤
対国基準比率	47.66%	⑥=④/⑤

	年齢別負担割合	
	三歳未満	三歳以上
調定額	10,659,600	13,755,600
国基準額	22,788,720	28,435,200
保護者負担割合	46.78%	48.38%

※認定こども園の保育所部分及び地域型保育事業は対象としない

利用者負担額(標準時間認定・短時間認定 総合計)(平成29年4月1日)

3歳未満児調定見込額(1ヶ月)	18,568,100	①
3歳以上児調定見込額(1ヶ月)	22,176,800	②
合 計	40,744,900	③=①+②
年間調定見込額	488,938,800	④=③×12ヶ月
年間国基準徴収金見込額	951,673,800	⑤
対国基準比率	51.38%	⑥=④/⑤

	年齢別負担割合	
	三歳未満	三歳以上
調定額	222,817,200	266,121,600
国基準額	422,971,320	528,702,480
保護者負担割合	52.68%	50.33%

※認定こども園の保育所部分及び地域型保育事業は対象としない

児童クラブ費(保育料)について(近隣市の状況)

平成29年4月1日現在

	児童クラブ費	間食費	教材費	減額制度	免除制度	その他
東村山市	5,500円	月額約1,600円 (クラブ費に含む)	公費(月額約870円)	2人目以降は3,500円	生活保護世帯、住民税非課税世帯、就学援助世帯	H13年度から5,500円
小平市	5,500円	月額2,000円 (クラブ費に含む)	公費	2人目以降は3,500円	生活保護世帯、住民税非課税世帯、みなし寡婦	H13年度から5,500円
東久留米市	6,600円	月額約2,000円 (クラブ費に含む)	公費	2人目は3,300円、3人目以降は免除 住民税均等割りのみ世帯は1人目2,200円、2人目1,100円、3人目以降は免除	生活保護世帯、住民税非課税世帯	H28年度から5,000円→6,600円
清瀬市	5,000円	月額約2,500円 (クラブ費に含む)	公費	2人目以降は3,000円、ひとり親家庭3,000円	生活保護世帯、住民税非課税世帯	H11年度から5,000円
西東京市	6,000円育成料 1,000円間食費 計7,000円	月額1,000円	公費	2人目以降は半額	生活保護世帯、住民税非課税世帯、就学援助世帯	H28年度から5,000円→7,000円
東大和市	4,500円育成料 1,500円間食費 計6,000円	月額1,500円	公費(月額175円)	2人目以降は2,500円	生活保護世帯、生活困窮世帯、住民税非課税世帯	H11年度から6,000円

平成28-29年度在籍児童数

	平成28年度4月1日		平成29年度4月1日		平成29年度－平成28年度	
	全児童	うち高学年	全児童	うち高学年	全児童	うち高学年
秋津育成室	89	1	100	0	11	-1
南台児童クラブ	62	8	59	9	-3	1
久米川東児童クラブ	70	0	79	1	9	1
富士見児童クラブ	73	0	74	0	1	0
第1栄町育成室	43	7	42	12	-1	5
第2栄町育成室	52	8	51	6	-1	-2
富士見育成室	73	0	77	2	4	2
北山育成室	65	2	69	1	4	-1
本町育成室	66	2	71	4	5	2
第1萩山児童クラブ	66	6	65	7	-1	1
第2萩山児童クラブ	46	5	46	2	0	-3
第1回田児童クラブ	69	1	83	1	14	0
第2回田児童クラブ	31	0	38	0	7	0
第1野火止児童クラブ	75	2	72	2	-3	0
第2野火止児童クラブ	35	0	47	1	12	1
第1青葉児童クラブ	63	8	60	7	-3	-1
第2青葉児童クラブ	60	4	59	4	-1	0
第1化成児童クラブ	72	7	70	1	-2	-6
第2化成児童クラブ	59	6	62	3	3	-3
第1久米川児童クラブ	73	3	67	4	-6	1
第2久米川児童クラブ	63	3	57	5	-6	2
第1秋津東児童クラブ	55	8	50	4	-5	-4
第2秋津東児童クラブ	55	11	50	4	-5	-7
第1東萩山児童クラブ	76	1	81	0	5	-1
第2東萩山児童クラブ	36	0	34	1	-2	1
合 計	1527	93	1563	81	36	-12

○ 児童クラブ光熱水費 新制度導入前後比較

年度	児童クラブ光熱水費	対26年度差額
平成26年度(新制度導入前)	7,182,959	-
平成27年度(新制度導入後)	6,979,316	▲ 203,643
平成28年度(新制度導入後)	6,861,968	▲ 320,991

※▲は26年度と比較し減ったもの。

※育成室は、他施設のものと同合算での請求となるため、本資料の対象外とした。

【参考】各年度の児童数

年度	4月1日時点人数
平成26年度	1257
平成27年度	1417
平成28年度	1527



みんなが、子育てしやすい国へ。

すくすくジャパン!



平成29年度における
子ども・子育て支援新制度に関する
予算案の状況について (抜粋)

内閣府子ども・子育て本部
厚生労働省雇用均等・児童家庭局
文部科学省初等中等教育局

平成29年度における幼児教育の段階的無償化の推進について (案)

<所要額(公費ベース)>
 1号:約31億円 ※就園奨励費含む
 2・3号:約37億円

1. 市町村民税非課税世帯の第2子無償化

1号認定子ども:1,500円 2号認定子ども:3,000円 3号認定子ども:4,500円	⇒	0円
--	---	----

2. 年収約360万円未満相当世帯の保護者負担軽減

◆ひとり親世帯等の保護者負担の軽減措置を更に拡充する。 ※ひとり親世帯等について、第3階層は第2子以降、第2階層は第1子以降は、既に無償。

○1号認定子どもについて

階層区分	平成27年度 保護者負担額(月額)	平成28年度 保護者負担額(月額)	平成29年度(負担軽減の拡充) 保護者負担額(月額)
第3階層 市町村民税所得割課税世帯 77,100円以下(年収約360万円未満相当)	第1子 15,100円	7,550円(負担軽減後の半額)	3,000円

○2・3号認定子どもについて

※下記の保護者負担額は全て3歳以上児の保育標準時間認定の場合

第3階層 市町村民税所得割課税額 48,600円未満(年収約330万円未満相当)	第1子 15,500円	7,750円(負担軽減後の半額)	6,000円
第4階層の一部 市町村民税所得割課税額 97,000円未満 (年収約360万円未満相当世帯まで)	第1子 27,000円	13,500円(基準額表の半額)	6,000円

◆その他の世帯の保護者負担を以下のとおり軽減する。

○1号認定子どもについて

第3階層 市町村民税所得割課税世帯 77,100円以下 (年収約360万円未満相当)	第1子 16,100円	(同左)	14,100円
	第2子 8,050円		7,050円

○ 平成29年度予算案に基づき国が定める利用者負担の上限額基準(国庫(都道府県)負担金の精算基準)は、以下のとおり。

注:青字、緑字、赤字は平成29年度における「幼児教育の無償化に向けた取組の段階的推進」によるもの。

教育標準時間認定の子ども

(1号認定)

保育認定の子ども

(2号認定:満3歳以上)

(3号認定:満3歳未満)

階層区分	利用者負担	階層区分	利用者負担		利用者負担	
			保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
①生活保護世帯	0円	①生活保護世帯	0円	0円	0円	0円
②市町村民税 非課税世帯 (所得割非課税世帯含む) (~約270万円)	3,000円 (0円) ※第2子以降は0円	②市町村民税 非課税世帯 (~約260万円)	6,000円 (0円) ※第2子以降は0円	6,000円 (0円) ※第2子以降は0円	9,000円 (0円) ※第2子以降は0円	9,000円 (0円) ※第2子以降は0円
③市町村民税 所得割課税額 77,100円以下 (~約360万円)	16,100円→14,100円 (7,550円→3,000円)	③所得割課税額 48,600円未満 (~約330万円)	16,500円 (7,750円→6,000円)	16,300円 (7,650円→6,000円)	19,500円 (9,250円→9,000円)	19,300円 (9,150円→9,000円)
④市町村民税 所得割課税額 211,200円以下 (~約680万円)	20,500円	④所得割課税額 57,700円未満 (77,101円未満) (~約360万円)	27,000円 (13,500円→6,000円)	26,600円 (13,300円→6,000円)	30,000円 (15,000円→9,000円)	29,600円 (14,800円→9,000円)
⑤市町村民税 所得割課税額 211,201円以上 (約680万円~)	25,700円	97,000円未満 (~約470万円)	27,000円	26,600円	30,000円	29,600円
		⑤所得割課税額 169,000円未満 (~約640万円)	41,500円	40,900円	44,500円	43,900円
		⑥所得割課税額 301,000円未満 (~約930万円)	58,000円	57,100円	61,000円	60,100円
		⑦所得割課税額 397,000円未満 (~1,130万円)	77,000円	75,800円	80,000円	78,800円
		⑧所得割課税額 397,000円以上 (1,130万円~)	101,000円	99,400円	104,000円	102,400円

多子カウント年齢制限なし

有り(小学校3年生以下)

多子カウント年齢制限なし

有り(小学校就学前)

※1 []書きは、ひとり親世帯、在宅障害児(者)のいる世帯、その他の世帯(生活保護法に定める要保護者等特に困難していると市町村の長が認めた世帯)の額。

※2 満3歳に到達した日の属する年度中の2号認定の利用者負担額は、3号認定の額を適用する。

※3 1号認定は小学3年以下の範囲、2・3号認定は小学校就学前の範囲において、特定教育・保育施設等を同時に利用する最年長の子どもから順に2人目は上記の半額、3人目以降については0円とする。ただし、年収約360万円未満相当の世帯においては多子のカウントにおける年齢制限を撤廃し、年収約360万円未満相当のひとり親世帯等については2人目以降については0円とする。

※4 給付単価を限度とする。

※5 1号認定においては、平成26年度の保育料等の額が市町村が定める利用者負担額よりも低い私立幼稚園・認定こども園については、現在の水準を基に各施設で定める額とすることも認める(経過措置)

「東村山市保育所の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例」について

子ども家庭部 子ども育成課

1. 改正の趣旨

子ども・子育て支援法施行令の一部を改正する政令（平成 29 年政令第 95 号）の施行に伴い、低所得世帯等の経済的負担の軽減を図るため、要保護者等（特例保育所利用者）に係る利用者負担を減額するもの。

2. 改正の概要

(1) 要保護者等（特定保育所利用者）に係る利用者負担の減額

別表第 2（第 3 条）における 3 歳以上児（2 号認定子ども）のうち、基準階層区分が D5 階層の利用者負担を減額する。

標準時間 [6,550 円→6,000 円]

短時間 [6,400 円→5,850 円]

3. 施行日

公布の日から施行し、平成 29 年 4 月 1 日から適用とする。

特例保育所利用者負担額表 (平成29年6月改定)

基準階層区分	子どもの属する世帯の所得階層区分、定義及び条件	利用者負担の額(単位:円)					
		3歳未満児		3歳以上児			
		保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間		
B階層	当該年度分(4月から8月にあつては、前年度分。以下同じ。)の市町村民税が非課税の世帯	0	0	0	0		
C階層	当該年度分の市町村民税の課税額が均等割の額のみ世帯	3,300	3,200	3,050	2,900		
D階層	当該年度分の市町村民税の課税世帯であつてその所得割の額の区分が次の区分に該当する世帯	第1階層	1円以上5,000円未満	3,800	3,700	3,500	3,400
		第2階層	5,000円以上26,800円未満	4,400	4,300	4,050	3,900
		第3階層	26,800円以上48,600円未満	6,000	5,800	5,050	4,900
		第4階層	48,600円以上72,800円未満	6,800	6,600	5,900	5,700
		第5階層	72,800円以上77,101円未満	8,150	8,000	6,000 (6,550)	5,850 (6,400)

- ※1 今回改定をおこなつたのは、3歳以上児における、D階層の第5階層です。太字が改定後の金額で、カッコ内が改定前の金額です。
- ※2 この表は、市町村民税の所得割額が77,101円未満で、かつ要保護世帯等のかたに適用される表です。
「要保護世帯等」とは、ひとり親世帯、または世帯員に障害者手帳をお持ちのかたがいる世帯を指します。
- ※3 上記以外のかたは、通常の利用者負担額表が適用されます。通常の利用者負担額表は、今回は負担額の改定はありませんでした。
- ※4 この表では、すべて第1子の金額を表示しています。この表の適用を受けるかたで、第2子を保育施設に通わせる場合、負担額は0円となります。

お問い合わせ先：東村山市役所 子ども育成課 (TEL 042-393-5111)

保護者各位

東村山市 子ども育成課

保育所利用者負担(保育料)のお知らせ

1 利用者負担の算定方法

保育所利用者負担(以下、「利用者負担」といいます)は、住民税(所得割)額に基づいて算定します。

4月～8月の利用者負担は、前年度の住民税額に基づいて算定します。9月～3月の利用者負担は、当年度の住民税額に基づいて算定します。

このため、利用者負担が決定したことのお知らせは、毎年2回届きます。

2 第3子以降は無償です

第3子以降の利用者負担は無償となります。

なお、お子様の数は、<幼稚園・保育所・認定こども園・地域型保育事業所等>を利用している未就学児のみカウントします。

ただし、住民税(所得割)額が57,700円未満の世帯は、すべてのお子様をカウントします。

3 減免について

世帯収入が前年に比べて大きく減少した場合、利用者負担の減免対象となる場合があります。担当までお問い合わせください。

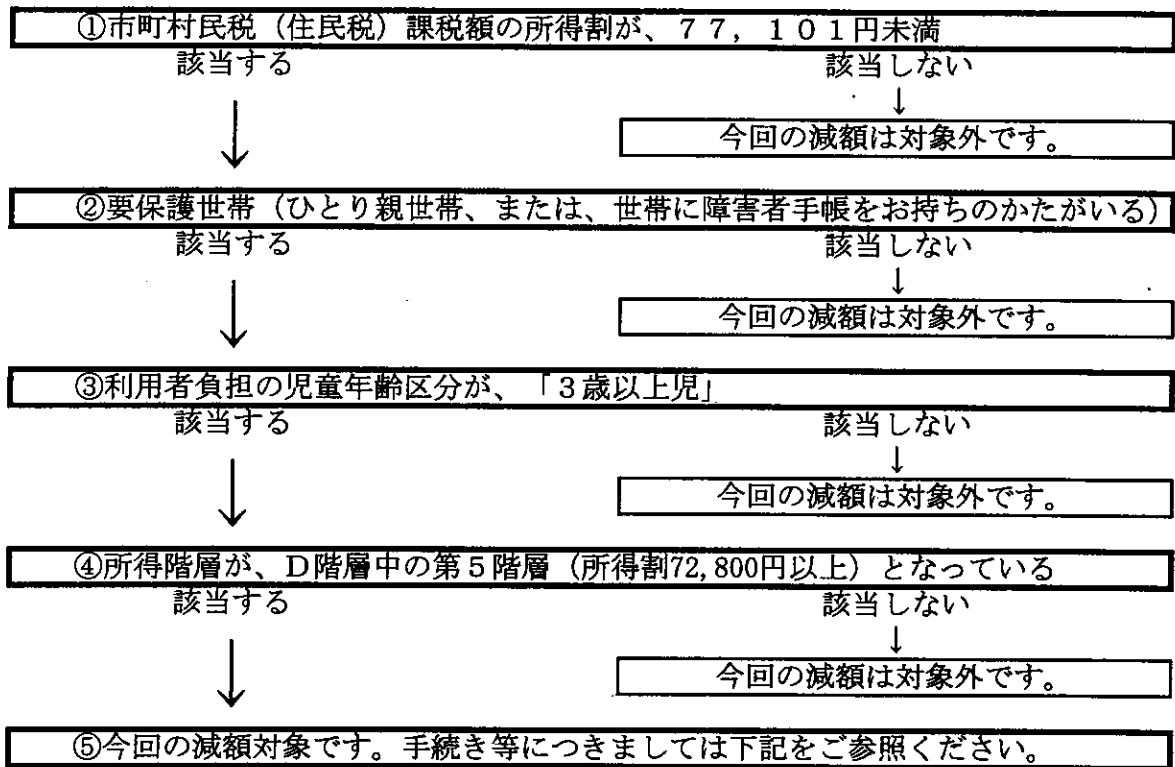
4 平成29年6月、利用者負担を改定しました

所得が低い世帯の負担を軽減するため、利用者負担を減額する条例が施行されました。詳しくは、裏面をご覧ください。

【問い合わせ先】東村山市 子ども育成課 042-393-5111 (内線3196)

【保育所利用者負担（保育料）の一部が減額されました】

平成29年6月、利用者負担の一部を減額する改正をおこないました。下図の矢印に沿って、お子さまが減額対象かどうかのご確認をお願いします。また、別紙改定表もあわせてご覧ください。



（1）減額対象者と改定額

今回の減額対象は、特例保育所利用者負担額表（住民税所得割77,101円未満かつ要保護世帯のかたが適用）に基づいて利用者負担が決定されているかたのうち、3歳以上児でD5階層のかたです。このうち、標準時間認定のかたは、利用者負担の月額が6,550円から6,000円に減額されます。また、短時間認定のかたは、6,400円から5,850円に減額されます。

（2）適用期間

今回の減額は、4月分に遡って適用されます。したがって、減額する前の金額で既に納付しているかたに対しては、還付（または充当）の手続きをおこないます。手続きのご案内は、個別に市役所から連絡いたします。

[問い合わせ先 東村山市 子ども育成課 042-393-5111 (内線3196)]